

周波数オークション懇談会 プレゼン資料

2011年5月27日
株式会社NTTドコモ

- (1) 免許人の負担増加に伴う懸念**
- (2) サービス継続性に関する懸念事項**
- (3) 制度設計について**
- (4) その他**

(1) 負担増加に伴う懸念事項

<オークション導入によるメリット、デメリットを十分に勘案した議論が必要と考えます>

一般的に、周波数オークションを導入した場合のメリットとして、国庫収入が増加することが挙げられることがあります。

これは、落札額が高騰すればするほど国庫が潤うということを意味しますが、一方で、免許人の負担が増加するということも意味しています。

免許人の負担が増加すれば、結果として、利用者への負担が増加すること、安定した品質確保や事業継続が困難になること、サービス高度化に遅れが生じること、等へつながる危険性があります。

国の収入増ということと、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与える可能性との得失について十分な検討をし、国民にとって適切な制度となるようご議論いただきたい。

＜再免許時のオークション実施に対する懸念＞

再免許時にオークションを実施すると、事業者は、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性があると考えられます。

また、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられます。

これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定されます。

再免許時の周波数オークション実施については、既存利用者に不利益とならないような配慮が必要と考えます。

<事前情報の共有について>

周波数オークションを導入する場合、落札希望者は、対象となる周波数帯域の経済的な価値を事前に分析しておく必要があると考えられます。

一般的に、周波数帯域の経済的価値は、当該帯域の伝搬特性から勘案されることが多いと考えられますが、実際には伝搬特性だけではなく、隣接業務との関係性や、周波数帯域のグローバル性など、オークション時の個別の条件によっても経済的な価値は変動すると考えられます。

したがって、周波数オークション導入にあたっては、落札希望者への事前の公平な情報共有が必要不可欠となると考えます。

いかにして事前に国民に公平に情報を共有するのか、事前検討のために、情報公開からオークション開始まで、どの程度の期間を設けるのが適切なのか、具体的にどのような情報を共有するべきなのか、等々の検討が必要であると考えます。

<周波数オークションの対象について>

運用者が安定的にシステムを運用するためには、隣接帯域との間で有害な干渉が生じないように、事前に技術的な検証を行なうことが必要です。

技術検証を実施するためには、オークション対象帯域で運用するシステム、技術の範囲について、ある程度の仮定をおいて事前の技術的検討を行うことになると想定されます。

このことは、周波数オークションの対象となるシステムが、事前にある程度の範囲で決められるということを意味します。

一方で、ICT分野については技術進化のスピードが極めて速いため、免許期間中に、より周波数利用効率の高いシステム、技術が新規開発・実用化される可能性が高いと考えられます。

周波数の有効利用を促進するためには、運用者は積極的に新たな技術、システムに置き換えていく必要があるため、オークション時の対象システム範囲の決め方や、隣接業務への影響を踏まえたうえで、技術の将来拡張の仕方についての検討もしておく必要があると考えます。

<想定していない干渉問題への対処について>

本懇談会では、第4世代携帯電話システム以降の周波数オークションの導入が検討されていると理解しております。

例えば、第4世代携帯電話システムへの割り当て周波数として、3～4GHz帯が想定されておりますが、これらの帯域については、現在、固定衛星システムなどの既存免許人やサービス利用者が存在します。

既存免許人が存在する帯域を周波数オークションの対象とする場合、事前に、既存業務との干渉回避のための検討が充分に行われるものと想定されます。

しかし、オークション実施後に、事前に想定していない干渉問題(国内干渉問題のほか、近隣諸国との干渉問題も)が発生する可能性もあるため、事前に、国としてどのような対策を講じるのかについても検討しておく必要があると考えます。